

居宅介護支援事業所

運営規程

千葉西訪問看護ステーション居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人徳洲会が開設する千葉西訪問看護ステーション居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う事業の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態にある高齢者に対し、適切な支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センターや、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 千葉西訪問看護ステーション居宅介護支援事業所
- 二 所在地 松戸市金ヶ作 105-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名
管理者は、主任介護支援専門員とし事業所の従業員の管理及び業務管理を兼務する。
- 二 介護支援専門員 1名以上（常勤）

介護支援専門員は、サービス提供前に受給資格等を確認し、受給者資格が無い場合は代行申請を行うなど、円滑に介護サービスの利用が行えるように努めるものとする。

介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じ、その心身の状況や置かれている環境等に応じ、本人その家族の意向等を基に、居宅サービスが適切に利用できるように居宅サービス計画を作成し、指定居宅サービ

ス事業所、介護保険施設等との連絡調整等その他便宜、提供を行うものとする。

(営業及び営業時間)

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日～土曜日とする。
土曜日は営業日であるが勤務都合上不在になる場合があるが、不在時でも連絡は取れる体制をとる事とする。
但し日曜日・祝祭日、12月31日～1月3日を除く。
- 二 営業時間 午前8時30分～午後5時とする。

(介護支援の内容及び利用料等)

第6条 居宅介護支援の内容は次のとおりとし、居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用料は徴収しないものとする。

<生活全般の援助・あらゆる社会資源の活用・その他>

- 一 サービス情報の提供
 - 二 介護申請等の代行申請
 - 三 居宅サービス計画の作成
 - 四 課題分析（居宅サービスガイドライン方式）
 - 五 介護保険施設への紹介（入院・入所等）
 - 六 適宜担当者会議の実施
 - 七 少なくとも1カ月に1回は自宅訪問によりモニタリングを実施。
- 2 通常の事業実施地域を越えて行う居宅介護支援に要した交通費は、徴収しないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、松戸市とする。

(緊急時等における対応方法)

第8条 介護支援員等は、介護支援実施中に、利用者の病状の急変及びその他緊急事が生じた時は、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第9条 居宅介護支援事業者は、介護支援員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後3ヶ月以内(虐待防止に関する研修も含)

二 継続研修 1年2回以上

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保護する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。

4 担当者数として介護支援専門員1人につき、要介護状態にある高齢者に対し、担当利用者数45未満とする。

指定介護予防支援の提供を受ける利用者数については、3分の1を乗じて件数に加える事とする。

介護請求は44名まで可能であるが上限44名を超える場合は適宜介護支援専門員の採用を行う様に努めるものとする。

5 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人徳洲会と事業者の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(個人情報の保護)

第10条 居宅介護支援事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了承を得るものとする。

(虐待の防止について)

第11条 事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 成年後見制度の利用を支援します。

(2) 苦情解決体制を整備しています。

(3) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

(4) 次に掲げる項目を整備実施しています。

1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を

- 定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること
- 2 虐待の防止のための指針を整備すること
 - 3 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回以上に実施すること
 - 4 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体拘束等の適正化について)

第12条 事業者は、身体拘束等の適正化のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと
- (2) 身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと

附則

この規定は令和 3年10月 1日施行する。

この規定は令和 5年 4月 1日変更施行する。

この規定は令和 6年 4月 1日変更施行する。

なお、規程の変更及び施行に関しては介護保険法の改定や各法令通知等により追加若しくは訂正が必要な場合随時行うものとする。